

卸売予定数量等及び卸売数量等の報告及び公表に関する取扱要領

1 趣 旨

この要領は、千葉市地方卸売市場業務条例（令和2年千葉市条例第15号。以下「条例」という。）第56条から第57条までに規定する卸売予定数量等及び卸売数量等の報告及び公表に関し、条例及び千葉市地方卸売市場業務条例施行規則（令和2年千葉市規則第55号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 主要品目の定義

条例第56条及び第57条に規定する主要品目は、次のとおりとする。

- (1) 青果部にあつては、だいこん、にんじん、ばれいしょ、たまねぎ、きゃべつ、ほうれんそう、ねぎ、トマト、なす、きゅうり、はくさい、レタス、バナナとしその他の品目については月ごとに卸売業者と協議して定めるものとする。
- (2) 水産物部にあつては、あじ、いわし、いか、さば、さんま、かつお、ぶり、きんめだい、まだい、ほんまぐろ（生）、めばち（生）、めかじき（生）、インドまぐろ（冷）、めばち（冷）、いか（冷）、冷えび、冷さけ、塩さけ、助子及び開あじとする。

3 掲示場所

条例第56条に規定する卸売業者が掲示する卸売場の見やすい場所とは、場長が指定した場所とする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。